

議案参考資料

[平成 30 年第 1 回定例会(3 月)]

[担当課(室)係]

税 務 課 家 屋 担 当

議案名

議案第 2 号 桐生市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものです。

概 要

1 条例名の改正

	現行	改正案
条例名	桐生市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例	桐生市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例

2 法令を引用する条文の文言整備

※地域経済牽引事業計画が承認された場合、固定資産税の課税を 3 年間免除するものです。

(施行期日：平成 30 年 4 月 1 日)

背景・経過

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 47 号)が平成 29 年 7 月 31 日に施行され、法律名が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に改正されるとともに、対象施設の取得価格要件が「2 億円超」から「1 億円超」に緩和されました。